長野県における「特定地域づくり事業」の活用促進に向けた取組

別紙

特定地域づくり事業の活用イメージ

県の認定

国の財政支援
⇩
市町村の
財政支援・
住宅確保支援



地区内外の
若者等



正規雇用

派遣





地域づくり人材



特定地域づくり事業協同組合

組合員（事業者）

信州版マルチワーク（イメージ）

- 春：農業、介護・福祉
- 夏：観光・宿泊業（キャンプ場、山小屋）
- 秋：農業、小売業（道の駅）
- 冬：観光業（スキー場）、介護・福祉
  農産加工業（地域特産品、酒造）





利用料金

給与・社会保障

事務局



- 安定的な
  雇用の場の確保
- 事業の維持継続

- 地域の担い手確保
- 地域コミュニティの
  活性化





県内の取組状況（５つの組合が活動中）

○生坂村（R3.8認定）　主な派遣先：農業、食品製造業等
○小谷村（R3.11認定）　主な派遣先：スキー場、道の駅等
○飯綱町（R7.6認定）　主な派遣先：農業、食品製造業等
○信濃町（R7.7認定）　主な派遣先：農業、スキー場等
○飯山市（R8.11認定）　主な派遣先：農業、燃料配送等

財政支援のイメージ

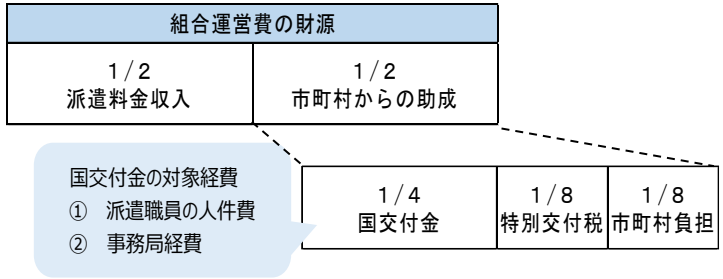

活用を希望する地域の課題へのきめ細かな支援

◎ 県中小企業団体中央会と連携した相談対応
◎ 令和６年度からコーディネーターを配置し、組合の設立から運営まで一貫した支援を実施